

特定非営利活動法人武蔵野スポーツクラブ  
ボランティアスタッフ規約

第1条（武蔵野スポーツクラブボランティアスタッフについて）

武蔵野スポーツクラブボランティアスタッフ（以下「ボランティアスタッフ」といいます。）は、特定非営利活動法人武蔵野スポーツクラブ（以下「武蔵野S C」といいます。）の活動等をボランティアで支えるために集まったメンバーです。

第2条（活動内容）

ボランティアスタッフの具体的な活動内容は随時武蔵野S Cからボランティアスタッフに対してお知らせしますが、いかなる活動も、①武蔵野S Cの運営方針や指示、②本規約その他武蔵野S Cが定める諸規約にそれぞれ従っていただくことになります。

第3条（活動日、活動場所、活動時間等）

- 1 活動日、活動場所や活動時間等は随時武蔵野S Cからボランティアスタッフに対してお知らせします。
- 2 原則として、月末に翌月のホームゲーム日程について、武蔵野S Cからボランティアスタッフに対して、活動への参加確認のための連絡を原則として電子メール（例外として電話）により行うので、所定の締切日時までに返信するようにしてください。
- 3 所定の活動時間帯での参加が困難な方は、短時間の活動でも構いません。ただ、その場合には、その旨をあらかじめ事務局（0422-55-0720）にご連絡ください。

第4条（応募・登録等について）

- 1 次の各号のすべてに該当し、所定のボランティアスタッフ登録を行い、武蔵野S Cから委嘱された方を、ボランティアスタッフとします。
  - (1) 武蔵野S Cの活動方針を理解し、武蔵野S Cの運営方針や指示並びに本規約その他武蔵野S Cが定める諸規約に従うことを承諾していただくこと。
  - (2) 満16歳以上であること（ただし、高校生の場合には保護者の同意を必要とします。）。
  - (3) ボランティアスタッフとして年3回以上の活動が可能なこと。
- 2 ボランティアスタッフの募集は、シーズン中随時募集します。
- 3 ボランティアスタッフとしての活動は、年3回以上の活動が可能であることをボランティアスタッフとしての応募・登録の要件としているにもかかわらず、結果としてそれを下回る活動回数になってしまうことは差し支えないものとし、無理のない範囲内で活動していただくものとします。
- 4 ボランティアスタッフの任期は1年間で、その期間は各年2月1日よりその翌年1月31日までとします。
- 5 登録情報が変更になった場合には速やかに武蔵野S Cに連絡してください。
- 6 ボランティアスタッフ登録は、次の場合に取り消すことがあります。
  - (1) 本人からの申し出があった場合

- (2) 武蔵野ＳＣとしてボランティアスタッフとしての活動をご遠慮いただきたい事情が発生した場合
- (3) 前２項に類する事情が生じた場合

#### 第５条（活動についての心構え）

- 1 ボランティアスタッフとしての活動に際しては、対外的には特に、温かい笑顔とさわやかな態度を常に意識し、心を込めて活動してください。また、自分の言葉で結構ですので、時・場所・目的に合った言葉を使ってください。専門用語や略語などではできるだけ避け、丁寧に話すことを心がけてください。
- 2 ボランティアスタッフも武蔵野ＳＣのスタッフの一員であると自覚し、対外的には個人的な言動は控え、「地域の誇り」「社会への貢献」「スポーツ文化の醸成」を基本理念として掲げる武蔵野ＳＣのボランティアとして相応しい活動を行ってください。
- 3 各自に任された仕事・担当は最後まで責任を果たすよう取り組んでください。
- 4 ボランティアスタッフの輪を広げるためにも、新たなメンバーが入ってきやすい、明るく和やかな雰囲気づくりをお願いいたします。
- 5 ボランティアスタッフとしての活動によって知りえた武蔵野ＳＣの情報を部外者へ漏らすことは厳禁です。この義務は、ボランティアスタッフから離籍した後も守ってください。
- 6 ボランティアスタッフの言動が、武蔵野ＳＣの活動や、武蔵野ＳＣが運営するスポーツチーム及びその選手・監督・コーチその他のスタッフの活動に支障をきたすことが万が一にもないよう、十分にご配慮ください。
- 7 ボランティアスタッフのいかなる活動も、①武蔵野ＳＣの運営方針や指示、②本規約その他武蔵野ＳＣが定める諸規約にそれぞれ従っていただくことになります。

#### 第６条（服装等）

- 1 ボランティアスタッフには、武蔵野ＳＣより、ボランティアビブスもしくは名札を貸与いたしますので、常時着用して活動してください。ボランティアビブス以外の服装については、動き易い服装としていただき、スカートやハイヒール、サンダルは不可とします。
- 2 寒暖、雨天等に対応するための服装は、できるだけ各自でご準備ください。

#### 第７条（知的財産権等の帰属）

ボランティアスタッフの活動により生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報を含む。）等の権利はすべて武蔵野ＳＣに帰属するものとし、ボランティアスタッフはこうした権利やこれに類する権利を主張・行使しないものとします。

#### 第８条（報酬）

ボランティアスタッフの活動は無報酬です。

#### 第9条（その他）

- 1 ボランティアスタッフとしての活動に関する不明な点やトラブルなどが発生した場合、または個人的な事情などで持ち場を離れる必要が生じた場合などは、個人で判断せずに他のボランティアスタッフや武蔵野S Cのスタッフにすみやかに報告・連絡・相談してください。
- 2 万一の場合に備え、ボランティアスタッフの皆さんにはスポーツ安全傷害保険に加入していただきます。なお、年間保険料はすべて武蔵野S Cが負担いたします。
- 3 活動中の携帯電話、喫煙、飲食は原則禁止ですが、やむを得ない場合は、場所を考え、ボランティアビブスやスタッフ証を外して行ってください。
- 4 欠席、遅刻される場合は、早めに武蔵野S Cのスタッフに連絡してください。

#### 附則

本規約は2014年7月1日から施行します。